

答 申 第 8 7 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和6年12月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 6 年 6 月 21 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「開示請求者が鈴鹿建設事務所に情報提供した特定工事現場における看板の不備等について、現地確認や改善指導等を行ったことが分かる全ての文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和 6 年 7 月 1 日付け公文書不存決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

審査請求人が通報した工事現場における不備や違反行為について、鈴鹿建設事務所は、県の他部署が発注した工事だからという理由で、発注元の部署に電話で確認を行うのみで現地確認を行わなかったり、違反業者に対して行政処分を行わなかったりと、自らの職責を放棄するような対応をしている。本決定は実施機関が職員の職務怠慢を覆い隠すためのものであり、このような決定は違法・不当であり容認できない。

実施機関は本決定を取り消したうえで、審査請求人からの情報提供に基づいた事務を行い、それにより作成される全ての文書が揃うまで決定期限を延長するなどして対応するのが「知る権利」を保障した情報公開条例に基づく対応である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

審査請求人は自らが情報提供した 2 件の工事現場における不備や違反行為について、提供先の鈴鹿建設事務所が現地確認を行った際の復命書や、業者を処分したことが分かる文書の開示を求めている。

実施機関では、情報提供を受けて現地確認を行った場合、不備や違反行為を発見すれば、復命書を作成して経緯等を記録するが、特に問題がなければ、口頭で復命を行うのみで復命書は作成しないという対応を取っている。

2 件のうちの 1 件は、県が発注した工事であったため、発注元の部署に情報提供があったことを伝えて現地確認を依頼した。その結果、発注元部署からは「確認を行ったが特に問題はなかった。」との報告を受けた。また、確認は鈴鹿建設事務所の職員ではなく発注元部署の職員が行ったこともあり、鈴鹿建設事務所として復命書は作成しなかった（事案 1）。

もう 1 件については、現地確認を行おうとしたものの、審査請求人から提供された情報

からは現場を特定することができず、確認を行えなかったため、復命書も作成しなかった（事案2）。なお、本決定を行った後、審査請求人から追加の情報提供があり、現場を特定することができたため、現地確認を行っている。その際の復命書は作成しており、審査請求人にもその旨を説明している。

また、審査請求人は、実施機関が審査請求人からの情報提供に基づいて事務処理を行うまで期間延長等をして対応すべきであると主張するが、「三重県情報公開条例の解釈及び運用」においても、公文書の定義として「開示請求時点において当該実施機関が保有するもの」とされており、開示請求時点で保有していないものについては不存在とするほかなく、決定は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、鈴鹿建設事務所は審査請求人からの情報提供に対して適切な対応を取らなかったという職務怠慢を隠蔽するために本決定を行っているので、本決定を取り消し、当初の開示請求に対して決定期限の延長を行ったうえで、違反業者への処分等の事務を行い、その過程で作成された文書を対象公文書として特定して開示すべきであると主張する。

一方で、実施機関によると、情報提供に対しては適切に対応しているが、不備や違反のないケースについては、口頭で復命を行うのみで、文書は作成していないとのことであった。また、公文書の定義として「開示請求時点において当該実施機関が保有するもの」とされており、開示請求時点で保有していないものについては不存在とするよりほかないとのことであった。

三重県公文書等管理条例第4条及び三重県公文書管理規程第15条、第16条においては、文書主義の原則が掲げられている一方、「処理に係る事案が軽微なものである場合」は除くことができるとされている。「軽微なもの」に該当するかどうかは、文書主義の原則のもと、厳格に解し、適切に判断する必要があるものの、「公用文の作成の手引き」においては「軽易な用件の場合は、口頭で復命することができる」とされている。

確認の結果、事案1は不備や違反行為がなかったと判断した事案、事案2は現場が特

定されなかった事案であり、口頭での復命を行い、復命書は作成していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関の判断は妥当である。

また、請求時点より後に保有することとなった公文書も対象とすることは、開示決定の期限までに公文書を作成又は取得する都度、当該公文書の開示の可否の判断や第三者照会等の手続等を要することになり、結果として決定を遅延させるおそれを生じさせるなど、運用上の安定性を欠くものといわざるを得ない。したがって、開示請求がなされた時点の一つの区切りとして、その時点で存在する公文書を対象とするという運用は、条例の趣旨を逸脱するものではない。

よって、実施機関が行った本決定は妥当である。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------|--|
| R 6 . 8 . 9 | ・ 諮問書及び弁明書の受理 |
| R 6 . 9 . 6 | ・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理 |
| R 6 . 9 . 18 | ・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認 |
| R 6 . 11 . 19 | ・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第8回第1部会) |
| R 6 . 12 . 9 | ・ 審議 ・ 答申 (令和6年度第9回第1部会) |

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|-----------------------|---------|---------------|
| 会 長 (第二部会部会長) | 片 山 眞 洋 | 三重弁護士会推薦弁護士 |
| ※会長職務代理者 (第一部会部会長) | 川 本 一 子 | 弁護士 |
| ※委 員 | 須 川 忠 輝 | 三重大学人文学部准教授 |
| ※委 員 | 仲 西 磨 佑 | 司法書士 |
| ※委 員 | 三 田 泰 雅 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| 委 員 | 小 川 友 香 | 税理士 |
| 委 員 | 名 島 利 喜 | 三重大学人文学部教授 |
| 委 員 | 山 崎 美 幸 | 百五総合研究所 主任研究員 |

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。